

青森県報

第三千九百八十二号

平成二十七年
四月十三日
(月曜日)

目次

告 示

特定行為業務の登録.....	(高 齢 福 祉 課)	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援医療機関の指定.....	(障 害 福 祉 課)	一
右 同.....	(同)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退.....	(同)	二
身体障害者福祉法による医師の指定.....	(同)	二
道路の区域の変更.....	(道 路 課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....	(会 計 管 理 課)	三
公 告		
建設業者の許可の取消し.....	(東 青 地 民 局)	三
右 同.....	(西 北 地 民 局)	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任.....	(上 北 地 民 局)	四

告

示

青森県告示第二百六十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は 名称	住 所	名 称	所 在 地	業務開始 年月日	備 考
011001 101	平成 二七・四・一	仁医療法人 仁泉会	八山字八 一八河戸 〇太原市 の郎木大	し保介 も健護 だ施老 設人	九山い上 二崎ら北 の二せ郡 七五町お	三平 四一	保介 健護 施老 設人
011001 104	"	仁医療法人 仁泉会	八山字八 一八河戸 〇太原市 の郎木大	し保介 も健護 だ施老 設人	九山い上 二崎ら北 の二せ郡 七五町お	"	療短 養期 介護 入所
011001 105	"	仁医療法人 仁泉会	八山字八 一八河戸 〇太原市 の郎木大	し保介 も健護 だ施老 設人	九山い上 二崎ら北 の二せ郡 七五町お	"	療短 養期 介護 入所
011001 106	"	仁医療法人 仁泉会	八山字八 一八河戸 〇太原市 の郎木大	し保介 も健護 だ施老 設人	九山い上 二崎ら北 の二せ郡 七五町お	"	療短 養期 介護 入所
011001 107	"	仁医療法人 仁泉会	八山字八 一八河戸 〇太原市 の郎木大	し保介 も健護 だ施老 設人	九山い上 二崎ら北 の二せ郡 七五町お	"	療短 養期 介護 入所

青森県告示第二百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	フアーマライズ薬局五所川原店
所 在 地	五所川原市柳町一五の一
年 指 月 日 定	平成 二七・四・一

青森県告示第二百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	かわせみ薬局
所 在 地	八戸市大字田向字冷水二二の三
年 指 月 日 定	平成 二七・四・一
名 称	なかしま漢方薬局
所 在 地	青森市古川二丁目八の一八
年 指 月 日 定	"

青森県告示第二百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	
所 在 地	
年 指 月 日 定	

有限会社大洋堂薬局

八戸市吹上三丁目七の二三

平成 二七・二・一六

青森県告示第二百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	油川 修一	勤 務 所 在 地 等	診療科目	年 指 月 日 定
	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	整形外科（肢体不自由）	平成 二七・四・一
清野 祐輔	弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	神経内科（肢体不自由）	"

青森県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年五月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間		変 更 の 別		敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	県 道	青森環状野 内線	前	後	前	後	八・五〇メートルから 四・五〇メートルまで	七五六・〇〇メートル	
			前	後	前	後	八・〇〇メートルから 八・〇〇メートルまで	七五六・〇〇メートル	
			前	後	前	後	二・五〇メートルから 四・五〇メートルまで	七六〇・〇〇メートル	
			前	後	前	後	一・五〇メートルから 四・五〇メートルまで	一、三四〇・〇〇メートル	
			前	後	前	後	一・〇〇メートルから 三・四〇メートルまで	一、三四〇・〇〇メートル	
			前	後	前	後	一・〇〇メートルから 一・〇〇メートルまで	一、三四〇・〇〇メートル	
2	県 道	折茂上北町 停車場線	前	後	前	後	一・三〇メートルから 四・二〇メートルまで	七八一・五〇メートル	
			前	後	前	後	一・〇〇メートルから 一・〇〇メートルまで	六九五・〇〇メートル	

青森県告示第二百七十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十三日

第一号の表中

青森県知事 三 村 申 吾

弘前支店城西出張所

弘前市大字城西四丁目

を

弘前支店城西出張所

弘前市大字樋の口二丁目

に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 番地石材店
- 二 氏名 番地 康氏
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字江渡三六の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第一六九八八号

- 五 取消年月日 平成二十七年三月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野上技建
 - 二 氏名 野上 正孝
 - 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字高根字小金石五四六の八
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一二二〇七号
 - 五 取消年月日 平成二十七年三月二十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る一般建設業の許可
 - 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 平成二十七年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥

瀬田土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年四月十三日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	向井 勲	十和田市大字沢田字向村七六	平成二七・四・一

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------